

# すずらん通信

Return to happiness... 訪れた方に幸福を

Suzuran  
Law Office  
NO.26  
第26号

すずらん法律会計事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-5-13 すずらん丸の内ビル 2023.2.1  
TEL : 052-239-1220 FAX : 052-239-1221  
E-mail:suzuran@nba.tcp-ip.or.jp URL <http://www.suzuranlaw.com/>



(スカイツリーから眺めた景色 撮影 鈴木典行)

## ご挨拶

早いもので、令和も5年目に入り早くも1か月が経過しました。遅まきながら本年もよろしくお願ひします。

新型コロナウィルス感染症は未だ収束することなく第8波の感染拡大が継続しており、死者の数も増えてきています。そのような中、この感染症に対する制約は徐々に撤廃されています。繁華街の混雑状況を眺め経済のことを考えるとやむを得ない措置

だと思いながら何か釈然としない気持ちでいます。

覇権主義を掲げ他国の脅威となっている中国や繰り返し弾道ミサイルを打ち上げる北朝鮮等への対応を理由に軍備が拡張されています。軍備を拡張することが本当に我国の安全に繋がるのか、歴史を振り返り不安を感じる今日この頃です。 (鈴木典行)



## 弁護士コラム1 ~問題従業員への対応~

日本経済が順調であった頃は、労働事件関係の相談はほとんどありませんでしたが、今世紀に入り日本経済が停滞し、企業業績が上がりらず、賃金も上がらなくなつてから徐々に労働事件に関する相談が増えました。残業代の未払いや雇用・解雇を巡るトラブルについての相談は継続的にありますが、最近増えてきている相談は、精神的病を抱えている従業員に関する相談です。今回は、特に精神疾患を抱えている従業員への対応について考えてみたいと思います。

### 1 精神疾患を抱え休職を繰り返す従業員への対応

最近は精神疾患に罹患していることが主な原因となって仕事をすることが難しく、休職を繰り返す従業員の相談が増えています。病名としては、うつ病が多いですが、他に適応障害、パニック障害、PTSDなどの病名が散見されます。精神疾患を抱えた従業員自身大変辛いことだと思いますが、このような従業員を雇用している経営者も大変です。特に、従業員が数名の零細企業では、会社の存続にも影響を与えかねません。対応を間違えると労働問題にも発展しかねませんので、基礎的な知識を押さえておくことが大切だと思います。

#### (1)病気の原因をはっきりさせること

体調不良で仕事をすることが困難だと訴える職員に対しては、今後の対応を決めるためにもまずその原因をはっきりさせることが不可欠です。その方法としては、専門の医師の診断を受けることになりますが、主治医は一般に、患者に寄り添い判断をする傾向がありますので、規模の大きな組織で産業医がいる場合は、産業医の意見も参考にする必要があります。本当に精神疾患のために就業が困難なのか判断が難しい場合もありますが、医師の診断で、精神疾患のため就業が困難との診断がなされた場合には、休職させる必要があります。

#### (2)休職と退職の検討

休職の内容については、法律上規定はありません。したがって、就業規則、休職規程に従って判断されることになります。休職については、使用者が従業員の就労が難しいと判断して行う「休職命令」と従業員からの休職の申立てとこれに対する「使用者の休職許可」に分けられます。この点について明確でない規定も散見されます。休職中の賃金の支払いについても、就業規則等で決められることになります。大企業は、一定期間賃金

が支払われる規定が多いようですが、中小企業は「就労ないところに賃金なし」として無給としているところが多いように思われます。なお、一般に、休職措置は、解雇予告措置として理解されている側面があります。すなわち、私傷病により欠勤を繰り返す従業員を解雇するための一つのステップとしての側面があります。

就業規則の定めのない零細企業の場合、どのような場合に解雇が認められるかが問題となります。私傷病のため、将来にわたり労務提供が困難な状態が継続することが見込まれ、解雇の選択もやむを得ないといえる場合は、解雇が認められると解されます。話し合いで、退職してもらえることが可能ならまずは自主的に退職してもらうことが望ましいです。

#### (3)パワハラスメントに関する問題

いわゆるパワハラ防止法の令和2年6月の改正で、企業にパワハラに関する雇用管理上の措置義務が定められたこともあります、パワハラを巡る相談も増えています。今回の法改正でパワハラについて「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害される」ものと定義されました。しかし、この定義からは、何が「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」としてパワハラに当たるかは必ずしも判然としません。ハラスメント相談を受ける多くのケースでパワハラをしたとされる上司は、パワハラを受けたと主張する従業員のことを思って行動したと考えているケースも多く、上司も当該従業員の言動によって精神的に追い込まれているケースも少なくありません。パワハラを受けたとされる従業員の側にも精神疾患を抱え思うように業務が遂行出来ていないなど何らかの問題を抱えているケースも多く、上司がその対応に苦慮している場合が多くあります。

企業の経営者としては、法律で定められたパワハラに関する雇用管理上の措置義務を尽くすとともに、何がパワハラを含めハラスメントにあたるかについて専門家の助言を参考に研修を積むことが不可欠のように思います。（鈴木典行）





## 弁護士コラム2 ~事業の継続・再生、事業の承継・譲渡~

### 1 はじめに

新型コロナウィルス感染症が収束をみせない中、政府は、経済活動を正常に戻すため新型コロナウィルス感染症への規制を徐々に撤廃してきていますが、円安、物価高もあり、企業の業績はなかなか上がってきていらないように思われます。特に中小企業を経営している方の中には、政府から従業員の賃上げを強く要請され、これに応えたいと思いながらも賃上げをするだけの余裕が会社にないことから、これから事業継続について悩まれている方もいることと存じます。また、少子高齢化の中、築き上げた事業を託す子どもがいないことから事業継続に悩まれている方も少なくないと思います。そこで、今回は事業の継続・再生と事業の譲渡について検討してみたいと思います。今後の事業の方向性を見極め、考える上で少しでも参考にしていただければ幸いです。

### 2 事業の継続・再生

皆様の中には事業の窮地を乗り越え順調な経営を取り戻しておられる方もおられることと思います。当事務所が法律顧問をさせていただいている会社の中にも、民事再生法を活用して、債権者に債務の一部を免除してもらい事業の再生を果たし順調に発展している会社もあります。また、現在、金融機関の了解を得て、債務の元本の支払いを一時待ってもらい、再生への努力を続けている会社もあります。会社再生に関わってきていたる弁護士として、関与した会社が蘇ることほど嬉しいことはありません。

今までの私の経験を踏まえ、事業経営において押さえておきたいポイントについて考えてみたいと思います。

#### (1) 事業継続の見極め

##### ア 事業の立ち位置

自分の事業が現在どのような立ち位置にあるのか一度考えてみると大切なことです。経験から思い浮かぶ事案として、こたつの製造を中心っていた会社の再生事案があります。暮らしの変化に伴い畳のある家が減り、こたつへの需要は大きく減少していました。社会の変化を考えれば、いつまでもこたつの製造を中心としていては、限界があるこ

とは分かるはずでした。

当時の事業再生型の法的手法であった和議手続を利用して弁済禁止の仮処分を得て手形の不渡り処分を回避し、組立式収納家具や建築材料の製造等へ業態を変えて事業の存続を図りました。残念ながら借入金が多額であったこと、再生の途中で有為な人材が次々退社して行ったことなどから、一定期間事業の存続を図ることができましたが、結局事業の再生は出来ませんでした。この会社は事業の立ち位置に気づくのが少し遅かったように思います。会社の資産としてこの地方では著名なゴルフ場である「和合」や「三好」のゴルフ会員権を所有していたこと等からして企業として良い時代があったことが推測され、会社の名前が消え去ったことが寂しく感じられました。

事業をこのまま継続すべきか、事業の形態を変えるべきか、あるいは思い切って事業を廃止すべきか、立ち止まって考えてみることも大切だと思います。既に事業としての立ち位置は危なくなっているのに、それに気づくことなく漫然と事業を続いていると折角の再生の機会を失うことになります。

事業の将来に限界を感じ、将来について早い段階で検討して従来の事業から撤退し上手くいった事例としては、縫製事業の将来性を見限り、資産のある間に縫製事業から撤退し、蓄えた資金でマンションを建設して不動産賃貸業に事業内容を変え、代表者はゴルフ中心の悠々自適の生活をしている事例や欧米への輸出を中心とする製陶業に限界を感じ、製陶業から完全撤退して蓄えた資金で不動産と将来性を見込んだ株を大量に購入し、専ら駐車場収入と株の配当で会社を運営し、役員は時々家族と一緒にクルーズを楽しみながら、さらに資産を増やしている事例があります。任天堂、第一興商、トヨタ自動車、日本郵船・商船三井などの船舶関連の株等株の選択も上手かったと思いますが、事業の立ち位置を早期に見極め従来の事業から完全撤退したことが良い結果を生んだ事例だと思います。

## 弁護士コラム2 ~事業の継続・再生、事業の承継・譲渡~

### イ 借入金について

事業規模に比べて、金融機関からの借入額が多い場合は、一般に事業再生を困難にします。せっかく本業は比較的順調なのに借入金が多いためその金利負担で事業再生を困難にしているケースがあります。

事業が順調な時は、金融機関も積極的に融資してくれることから、返済について十分に検討することなく安易に借入額を増してしまった場合があります。我国においてもインフレが始まったようですが、昔のように年々売上げが増え、利益もそれに伴って増え返済が容易になるということは難しい時代ですから、借入については、その必要性を慎重に検討すべきです。事業の利益率にもよりますので、一概にはいえませんが、年間の売上額を超える借入は、一般に借り過ぎといえると思います。また、借入金融機関の数をあまり増やさないことも大切だと思います。多くの金融機関から借入をしていると、それぞれの金融機関を相手に返済についての交渉をする必要があり、一般に再生を困難にします。メイン銀行、サブ銀行の他に、借入のない金融機関を1行ないし2行持つ、取引金融機関としては、総計3行～4行程度に留めるのが良いように思います。

銀行、信用金庫等からの借入れではなく、いわゆる街金などの高利の金融機関から借入をすることは、事業の再生をより困難にします。余程の理由がない限りご法度といえます。個人でサラ金から借入をして事業に資金をつぎ込むようになったら終わりです。

最近破産に至った会社の中に、将来の売掛金を担保に融資を受ける所謂ファクタリングで資金繰りをしていた会社が出てきていますが、これも実質金利は、利息制限法を上回るもののがほとんどのようで、結局倒産に至る場合が多く、破産後の処理も難しくしますので、これもご法度だと思います。

### (2)再生に向けて

事業の立ち位置を検討して、事業継続を選択した場合、何とか企業努力で借入金の返済が可能な場合は良いですが、借入金を約定どおり返済することが困難な場合は、返済が滞

り債務不履行に陥る前に、街金等から融資を受けるのではなく、返済方法についての見直しを早めに金融機関に申し出ることが大切です。一定期間債務不履行が継続すると保証協会の代位弁済や抵当権の実行等手続きが進み任意の交渉が難しくなります。このような段階に入ったら、街金、サラ金、友人、親戚から借入をする前に、まずは再生事案の経験が豊富な弁護士に相談して、今後の事業の方向性について助言を受けることが極めて大切です。弁護士は、このまま事業継続をすべきか否か、その場合打つべき手立てとして何をすべきか、法的手続きを利用する必要があるか、法的手続きを利用する場合どの手続きを採用するのが良いか等検討し、これから進むべき方向性についての相談に乗ってくれますので、躊躇することなく相談することが肝要です。

### 3 事業の承継・譲渡

#### (1)事業の承継について

事業が順調なことはとても喜ばしいことですが、少子化の影響でしょうか近時事業を承継してくれる子どもがいない事例が増えています。女性活躍の時代になり、女性も男性と変わらず仕事をするようになってきており、女の子が事業を承継してくれるケースも増えていますが、それでも、子どもがいない、あるいは子どもはいても、事業の承継に消極的なため後継者に困っている事例は多くあります。事業を承継してくれる子どもがない場合は、親戚や知人の中から承継してくれる人を探す、従業員の中から適切な人物を選び承継させる等が考えられます。実際このような方法で人選し上手く行っている事例も多いと思いますが、トラブルになっている事例も少なくないように思われます。

トラブル事例としては、承継後一定期間役員にする約束であったが、突然後継者に役員を解任された、一定期間顧問料名目等で報酬を支払ってもらう約束をしていたが事業不振を理由に履行してもらえない、株の売却代金を分割で支払ってもらう約束であったが履行されない等、事業承継の際の取り決めの履行を巡る紛争が多いように思います。弁護士等

の専門家に入ってもらって事業承継について書面化することが肝要だと思いますが、いくら細心の注意を払って書面化しても完全にトラブルを防ぐことは、経験上難しいように思います。結局のところ、いかにして信頼できる後継者を選ぶかということになりますが、これが一番難しいのかもしれません。

## (2) 事業の譲渡について

子どもに事業の承継をさせる場合は、相続問題が絡む場合が多く、株の評価を含め他の相続人との間において遺産分割の際揉める場合が多くあります。承継する事業の価値をどのように判断するかが非常に難しいところです。また、相続税、譲渡税を中心に税金の問題も不可避に発生しますので、税理士に事前に相談することも大切だと思います。

従業員等第三者への承継になると、結局のところ、一般には株を中心とした資産の売却の問題が中心になります。事業を承継してさらに発展させてくれる人物を探すことは大変な作業ですが、承継に伴う資産の適切な評価、資産の譲渡の方法等をトラブルないように書面化することも困難な作業です。この場合も税金問題は不可避です。税金問題も含めて、事業譲渡は長い時間を掛けてじっくり検討し、対応して行くことが大切のように思います。

(鈴木典行)



## 日々雑感

1月9日から「女神の教室」というロースクールを舞台としたドラマが放送されています。私もロースクールを経て弁護士になっているため、司法試験合格に向けて仲間と切磋琢磨している姿を観ると少し懐かしい気持ちになりながら毎週録画して観ております。物語は、女優北川景子さんが演じる裁判官が実務家教員としてロースクールに派遣されるのですが、「司法試験合格」という目先のゴールにとらわれるロースクールの現実に直面しながら、主人公の裁判官やロースクール生が日々成長していく内容となっております。また、各回「タトゥーを入れた人の錢湯利用拒否」や「黙秘権の必要性」など法律家としても考えさせられるテーマを扱っておりますが、法律家以外の方にも興味深くご覧いただける内容です。

その中で主人公の裁判官は「人を知らなければいい法律家にはなれない」をモットーとしております。弁護士含めて法律家も実務に出れば、多種多様な背景や考えをもつ生身の人を相手にします。そのため、法律知識のみならず、相手のことをよく知らないと最適な解決策に辿り着くことは困難であり、改めて「人を知ることの大切さ」を感じております。

皆様にはあまりなじみのないロースクールの雰囲気も垣間見えてるので、法曹ドラマに興味のある方にはぜひお勧めです。（鈴木裕大）

近日、弁護士会の活動で、高校生を対象に、成人年齢引き下げに関する授業を行う機会があります。私の高校時代を思い返すと、授業の一環で外部から講師を招き体育館で講演を聞くことは多々ありました。しかし、集中して話を聞いたことはほとんどなく、今思うと講演の内容もほとんど覚えていません。そんな中今でも記憶に残っている講師が二人います。当時東京大学の教授であった上野千鶴子氏と、N P O 法人の代表者である山本敏晴氏です。上野氏はジェンダー論、山本氏は国際協力が講演のテーマでした。普段耳にしないテーマに興味を惹かれたこともありますが、話の展開、間の取り方、抑揚や問題提起の仕方など、聞き手を引き込むための「話す」技術も秀逸だと、当時の私は感じました。弁護士という職業柄、今回の高校における授業に限らず、話をする機会が多くあります。一方的な解説から、対話、交渉まで様々ですが、相手を自分の話に引き込み、分かりやすく、時には説得的に語り掛けることの重要性は身に染みています。手元の資料を読み込むことも大切な業務の一つですが、もう一度「話す」ことに焦点を当て、技術の向上のため取り組んで行きたいと思っています。（兒玉泰）



## 日々雑感

「ポツンと一軒家」を時々視聴しています。登場する人物はおおむね高齢の方ですが、生活力に富み、自然と共生し真摯に人生を生き抜いてきたことを感じさせる方が多くその生き様に感動するとともに学ぶことがあります。「一軒家」は、かつては相当数の家があった集落に存在している場合も多く、我国における戦後の過疎化と限界集落の消滅を感じさせ、数百年に亘って日本人の先祖が未開の地を開拓してきた努力が消え去って行くように感じ寂しい気持ちになります。

弁護士の世界もこのところ新人弁護士の就職先が東京に集中してきているようです。日本全国に遍く法治主義を行きわたらせるために司法試験の合格者数を増やすとした司法改革の理念と逆行する結果になっているように思われます。結局多くの富を得られる場所に人が集まるということなのでしょうか。弁護士の使命である「基本的人権の擁護と社会主義の実現」と矛盾する結果とならなければ良いのですが…。（鈴木典行）

## 編集後記

寒さがひとしお身にしみるこの頃ですが、皆様は風邪など召されていませんでしょうか。  
十分な睡眠と休養を心がけ、体調にはどうかお気をつけ下さい。

さて、2月に入りましたがまだまだ寒い日が続いています。冬は寒くて苦手ですが寒い外から温かい室内に入った時、温かい飲み物を飲んだ時など少しの温かさがとてもうれしく感じます。

私たち事務員も微力ではありますが、事務所を訪れた方に少しでも温かい気持ちになっていただけるよう、銳意努力してまいりたいと思います。

本年も所員一同、お客様に寄り添いご満足して頂ける質の高いリーガルサービスを提供できるように努めてまいりますので、どうぞ宜しくお願ひ致します。



（事務局）

## 業務案内

当事務所では、隨時法律相談の申込みを受付けております。  
法律問題でお困りの方はお気軽にご連絡下さい。ご都合の良い日を調整させていただきます。顧問契約、ホームロイヤー契約を結ばれた方の法律相談料は無料です。

詳細は当事務所のホームページをご覧下さいませ。

電話番号： 052-239-1220

受付時間： 平日午前9時～午後5時



ホームページも是非ご覧下さい。

<http://www.suzuranlaw.com/>



弁護士 鈴木 典行  
弁護士 鈴木 裕大  
弁護士 児玉 泰

